

市町村の皆様



地域ぐるみで行う 環境に優しい農林水産業の取組 をアピールしませんか？

「みどりの食料システム法」に基づく
特定区域（モデル地区）の設定が
地域ぐるみの取組を推進する旗印になります！

特定区域とは

主に市町村が主導で地域ぐるみで環境に優しい農林水産業に取り組む
区域と内容を具体的に想定し、県の基本計画に位置付けることです。

✓ 設定のイメージ

(既に作成済)

**みどり法に基づく
基本計画**



新たに作成 & 基本計画の変更

特定区域について

①特定区域の区域

B市〇〇、■ ■

②事業活動の内容

特定区域における有機農業の団地化



✓ 特定区域の要件

・区域の要件

- ☑ 設定する区域は、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまりを有すること（市町村全域も可）
- ☑ 二戸以上の共同又は地域の実態に照らして相当程度の事業規模で取り組むこと

・事業活動の内容の要件

- ☑ 生産方法又は流通・販売方法の共通化を図ること
- ☑ 地方自治体と連携して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること



特定区域を設定するメリット

メリット① さまざまな**国庫補助金の採択で優遇**されます！

主な優先採択事業はコチラ（★が該当）⇒



メリット② 区域内で**有機農業を促進するための栽培管理協定を締結**できます！

- 区域内で有機農業者と慣行農業者が共存できるよう栽培管理に関する協定を市町村長の認可を得て、締結が可能です。
- 協定**締結後**に当該農用地の**所有者等になった者に対しても、協定の効力が発生します。**

特定区域の取組例

地域ぐるみで 有機農業を推進



栽培体系の共通化



共同出荷作業

地域ぐるみで地域資源を 活用し、温室効果ガスを 削減した農業を推進



工場の廃熱・廃CO2を
施設園芸団地で活用

地域ぐるみでスマート技術 をシェアリングし、 環境に優しい農業を推進



ドローンによる
農薬散布



バッテリーの
保管・充電施設

特定区域の設定までの手続イメージ

STEP1 事前相談

(市町村 ⇄ 県 ⇄ 国)



今後の予定や計画が要件に合致するかなど、
事前相談で確認ください。
(対面・WEBどちらでも相談可能です)

STEP2 合意形成

(地元 ⇄ 市町村 ⇄ 県)



市町村



地元



特定区域の設定 = 基本計画の変更となります。
地元や共同作成者である県と合意形成ができるよう
調整し、計画を作成ください。

STEP3 事前協議・同意

(県 ⇄ 国)

特定区域計画の案



農林水産省及び環境省で計画内容を確認し、
結果を県・市町村へお知らせします。
(協議での意見を計画書へ反映)

STEP4 公告縦覧

(県及び設定予定の市町村)



法律に基づき、2週間の公告・縦覧を
県及び設定予定の市町村で行います。

STEP5 本協議・同意

(県 ⇄ 国)

基本計画案 特定区域計画案



農林水産省及び環境省へ協議ください。
結果を県・市町村へお知らせします。

STEP6 公表

(県)

NEW! 基本計画



本協議で同意を得た基本計画を県のWebサイトに
公表いただきます

問合せ先

【制度に関する問合せ先】

東海農政局生産部生産振興課
☎ 052-223-4622
✉ midori_tokai@maff.go.jp

【基本計画の変更手続に関する問合せ先】

岐阜県農政課 ☎ 058-272-1907
愛知県農業経営課 ☎ 052-954-6411
三重県農産園芸課 ☎ 059-224-2808

農林水産省Webサイト



▲認定制度の資料



▲設定の手引き